

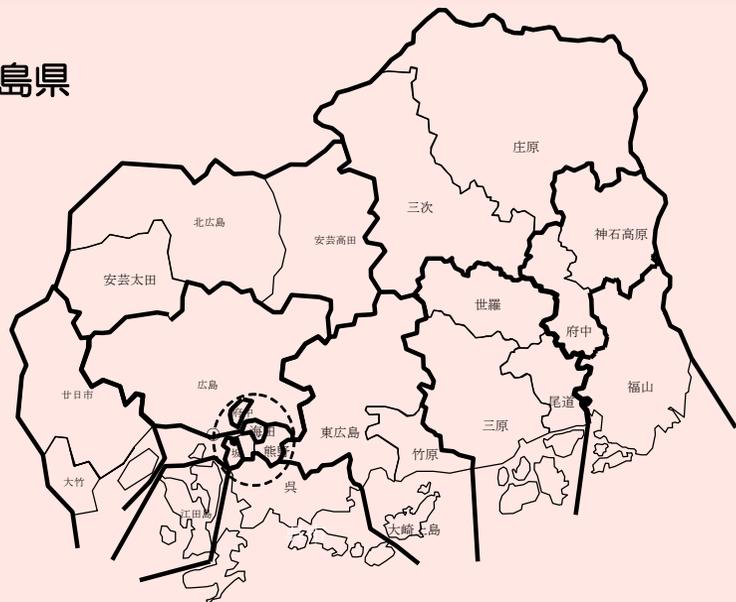
広島県

足踏みしていたところから、
また歩み始める

広島県では、今まで市町に任せていた地域移行支援事業を、もう一度保健所が地域体制整備のコーディネート役となり、医療・保健・福祉の連携体制を再構築し、推進していく。

1 県又は政令市の基礎情報

広島県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 平成19年度精神障害者退院促進強化事業
- 平成21年度精神障害者地域移行促進強化事業

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- 平成16年度モデル事業として取り組みを開始
- 平成19～23年度精神障害者地域移行支援事業
- 3圏域の取組み状況

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（H30年3月時点）	7	か所	
市町村数（H30年3月時点）	23	市町村	
人口（H30年4月1日時点推計）	2,825,261	人	
精神科病院の数（H30年3月時点）	42	病院	
精神科病床数（H30年3月時点）	8,939	床	
入院精神障害者数 （H27年6月時点）	合計	7,831	人
	3か月未満（％：構成割合）	1,435	人
		18.3	％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	1,371	人
		17.5	％
	1年以上（％：構成割合）	5,025	人
	64.2	％	
	うち65歳未満	1,742	人
	うち65歳以上	3,101	人
退院率（H28年6月時点）	入院後3か月時点	60.0	％
	入院後6か月時点	77.0	％
	入院後1年時点	85.0	％
相談支援事業所数 （H30年4月時点）	基幹相談支援センター数	12	か所
	一般相談支援事業所数	196	か所
	特定相談支援事業所数	226	か所
保健所数（H30年4月時点）	県7か所，市3か所	か所	
（自立支援）協議会の開催頻度（H29年度）	（自立支援）協議会	3	回/年
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（H30年4月時点）	都道府県	有・無	か所
	障害保健福祉圏域	有・無	か所/障害圏域数
	市町村	有・無	か所/市町村数

	3ヶ月未満入院者数	3か月以上1年未満入院者数	1年以上入院者数	政策効果による地域移行数（目標値）	合計
平成27年6月末	1,435 人	1,371 人	5,025 人		7,831 人
平成28年6月末					0 人
平成29年6月末					0 人
平成32年度末				347 人	
平成36年度末				1,113 人	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

関係機関の役割		
市町村ごとの 保健・医療・福 祉関係者によ る協議の場	協議体の名称 設置根拠	自立支援協議会
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の障害者地域生活支援における検討・協議
	協議の結果として の成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町によってかなり大きく差がある。(地域移行支援を実施している場がある市町は、地域課題をこの場で設定し、解決策を求めるところまでできているところもある。)
障害保健福祉 圏域ごとの保 健・医療・福祉 関係者による 協議の場	協議体の名称 設置根拠	H30年度設置予定
	協議の内容	個別ケース検討から出た地域課題の整理 圏域内の支援者の連携と、意識の共有
	協議の結果として の成果	
都道府県ごと の保健・医療・ 福祉関係者に よる協議の場	協議体の名称 設置根拠	H30年度設置予定
	協議の内容	県内関係団体によるこの取り組みについての全体の体制作り 県全体の課題の整理・解決策の検討 圏域で行う事業の進捗状況の確認
	協議の結果として の成果	<ul style="list-style-type: none"> 圏域での地域包括ケアシステムの構築に向けての体制づくりがスムーズに行える。 県内で検討するべき課題を整理する場を持つことができる。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○ 精神障害者の地域移行の取組概要・経緯

平成21年度～23年度 精神障害者地域移行促進強化事業

(障害者自立支援特別対策事業)

実施主体：県(広島市と共催、研修会事業を民間社会復帰施設団体委託)

内 容：①地域移行支援研修企画会議

②地域移行支援専門職員養成研修

- ・対象者：地域移行支援に関する専門家及び県職員等
- ・研修内容：長期入院者への支援に必要な知識技術の習得
地域移行先進地における実習・事例検討
住居確保支援の検討等

③地域移行に関する理解促進のための基礎研修

- ・対象者：市町職員（訪問介護員等含）・地域住民等
- ・研修内容：障害特性の理解・相談支援技術の向上
障害者の生活支援の必要性の認識の普及
当事者の体験談等を通じて社会との交流を促進

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○ 精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取組概要・経緯 -2

平成24年度

精神保健福祉関係者研修

県市町担当者、精神保健福祉業務関係者を対象に県内2か所で実施

- 三原市での取組み
- 広島中央圏域での取組み

相談支援従事者初任者研修：相談業務研修カリキュラム内

- 精神障害の特性の理解と対応
- 当事者体験発表（地域移行・就労支援）

平成25年度

精神保健福祉応用研修（アウトリーチ事業関係者研修）

県市町担当者、精神保健福祉業務関係者を対象に実施

相談支援従事者初任者研修：相談業務研修カリキュラム内

- 精神障害の特性の理解と対応
- 当事者体験発表（地域移行・就労支援）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 圏域によっては以前実施した地域移行支援事業の中で、ある程度医療機関と行政・相談支援事業所など関係機関の連携が取れているところがある。(住居をの確保事業を検討している圏域も存在する。)
2. 県保健所と市町精神保健関係課との関係はどの地域も比較的良好である。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
市町と調整を踏まえながら、保健・医療・福祉関係者等との調整・連携を促進し、地域移行に向けて一体的な取組に発展させていく必要がある。	圏域内における市町との地域包括ケアシステムにおける役割分担の再調整、既存の病院・相談支援事業所が集まる会議との調整を行いながら、圏域内で地域包括ケアシステムの構築を検討できる場を作る。	行政側	保健所と市町のこの事業における役割分担を検討する。
		医療側	医療機関の理解をもらえるよう働きかける
		事業者側	中心となる事業者の選定、協力を得られるよう調整
		関係機関・住民等	必要に応じて、関係団体との連絡調整
		行政側	
		医療側	
		事業者側	
		関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	指標の設定理由	現状値	目標値(H30)
①広島県全体のスキーム作成	スキームが作成されることで、関係機関との連携が可能になる。	0	1
②圏域精神障害者地域支援協議会の立上	圏域内の市町・保健所との役割分担が確立され再スタートができる状態になるため。	0	8
※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文	言でも構いません。		

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成30年度の取組スケジュール

平成30年度の到達目標

1. 精神障害者支援協議会を立ち上げ、県全体で地域包括ケアシステムの構築に向けたスキームを作成を行う。
2. 全圏域において地域包括ケアシステムの構築に向けた会議を立ち上げることができる。
3. 地域移行に向けた個別対応を行う事ができる。

時期(月)	実施する項目	実施する内容	該当する目標番号
H30年4月	精神科病院長事務長会議	H30年度から広島県において、地域包括ケアシステムの構築推進に向けた取り組みを行う事について説明。	1
H30年5月	保健所担当者会議	H30年度から広島県において地域包括ケアシステムの構築推進に向けた取り組みを行う事について説明。	1
H30年6月	先進地視察	先進地に視察に行き、方法などについて学ぶ。	
H30年7・8月	県精神障害者支援協議会	県精神障害者支援協議会の立ち上げ、スキームの作成、関係機関の事業実施の了解を得る。	1
H30年10月～	圏域毎の会議立上げ 圏域研修会の実施	圏域毎に会議を立ち上げ、個別対応を行う体制を作る。 この事業の説明を兼ねた支援関係者の質の向上を目的に研修会を実施。	2・3

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移と目標値

NO	指標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 36年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	5,025	—	—	4,660	—
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	8	9	—	—	X
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	—	4	—	—	
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	0	0	—	—	
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0	0	—	—	
⑥	地域移行を促す基盤整備	X	X	X		
⑦	治療抵抗性統合失調症治療薬の普及					
⑧	認知症施策の推進					

目標値

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。
- ⑥⑦⑧について ※障害福祉計画上に明記した地域移行者数(地域移行に伴う基盤整備量(利用者数))を踏まえ、記載して下さい。
※⑥・⑦・⑧のそれぞれの値を分けて記載できない場合は、⑥+⑦+⑧の合計値を記載して下さい。